

## 令和4年度第2回市川市福祉有償運送運営協議会 会議録

### 1. 開催日時

令和5年2月6日（月）16時00分～17時00分

### 2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第4委員会室

### 3. 出席者

中根会長、池田副会長、海野委員、大塚委員、川野様（平田委員代理）、武藤委員、林委員、寺島委員、渡辺委員、西倉委員

（欠席者1名）

### 4. 傍聴者

0名

### 5. 議事

（1）団体から提出された移送サービス状況について

（令和4年4月～令和4年9月）

（2）福祉有償運送の更新登録の申請について

①社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan

②社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川

③NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川

（3）その他

### 6. 配付資料

・会議次第

・資料1 移送サービスの状況（令和4年4月～令和4年9月）

・資料2-①-1 申請団体要件確認票（社会福祉法人一路会  
地域生活支援センターCan）

・資料2-①-2 団体情報（社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan）

・資料2-②-1 申請団体要件確認票（社会福祉法人生活クラブ  
生活クラブ風の村介護ステーション市川）

・資料2-②-2 団体情報（社会福祉法人生活クラブ  
生活クラブ風の村介護ステーション市川）

・資料2-③-1 申請団体要件確認票（NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川）

・資料2-③-2 団体情報（NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川）

- ・当日配布資料 1 福祉有償運送の登録に関する処理方針について
- ・当日配布資料 2 道路運送法施行規則改正概要（令和 4 年 10 月 1 日施行）
- ・当日配布資料 3 道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項第 3 号に規定する国土交通大臣が同項第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について
- ・当日配布資料 4 自家用有償旅客運送の運行管理の責任者に対する受講義務について

## 7. 議事録

(16 時 00 分開会)

発言者	発言内容
中根会長	<p style="text-align: center;"><b>(1) 団体から提出された移送サービス状況について (令和 4 年 4 月～令和 4 年 9 月)</b></p> <p>それでは、議題(1)「団体から提出された移送サービス状況について(令和 4 年 4 月～令和 4 年 9 月)」についてです。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;"><b>(資料 1 に基づき説明)</b></p>
中根会長	<p>ただいま事務局から説明がありました。それでは委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
中根会長	<p style="text-align: center;"><b>(2) 福祉有償運送の更新登録の申請について ①社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan</b></p> <p>それでは、議題(2)「福祉有償運送の更新登録の申請について、①社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan、②社会福祉法人生活クラブ生活クラブ風の村介護ステーション市川、③NPO 法人生きがいと助けあいSSU 市川」についてです。</p> <p>まず、社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan よりご説明をお願いします。</p>
Can 野口様	<p>前回の更新は令和 2 年に行いましたが、内容はほぼ変わっておりません。</p> <p>事業所の住所も変更しておらず、利用対象者についても大きく変わって</p>

Can 野口様	<p>おりません。</p> <p>また、運送の発着地は市川市内となっております。</p> <p>車両の台数についても前回と同様で、セダン等普通自動車が3台、車いす車が1台となっております。</p> <p>運転者は4名おり、全員が第一種免許を所持し、福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を受講しております。免許停止の履歴は無く、75歳以上の運転者もおらず、次回更新までに75歳になる運転者もおりません。運転者に関しては記載のとおり、基準を満たしております。</p> <p>次に、運送の対価についてご説明いたします。資料2-①-2「団体情報（社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan）」の4ページに、レスパイトサービスについて記載がございます。レスパイトサービスとは、地域の障がいをお持ちの方をお預かりする事業となっております。利用者は事業所で過ごしていただくこととなりますので、事業所への送迎のために福祉有償運送を行っております。</p> <p>料金については、直線距離を採用しております。利用者は市川市内の北部地域にお住まいの方が多いため、移動距離は直線で5、6キロほどで、片道約500円から600円ほどの料金が多くなっております。</p> <p>また、こちらのサービスを利用するにあたっての入会金として、登録料5,000円をいただいております。サービスを利用した年度は、年会費3,000円をいただいております。こちらは車両に関する料金ではなく、施設の利用料としていただいております。</p> <p>設立当初からレスパイト事業を行っており、利用者はかなりたくさんおりましたが、その後福祉の制度が新しくなったことにより、事業が複合され、現在レスパイトサービスは少なくなっております。</p> <p>資料1「移送サービスの状況（令和4年4月～令和4年9月）」のとおり、利用者数はあまり多くなく、10人程度の方に利用いただいております。その他の登録者は、福祉有償運送以外のサービスを利用されております。</p> <p>利用時間については、制度外のサービスとなっているため、法的な縛りはありませんが、学校や施設等の終わりの時間から、夜8時から夜9時くらいまでの時間の送迎が多くなっております。</p> <p>管理運営体制につきましては、保有車両4台以下のため、自動車運行管理等の体制のとおりとなっております。</p> <p>利用者は重度の知的障がいをお持ちの方が多いため、1人で公共交通機関を利用し、我々の事業所まで来ていただくことが難しい方が多いです。</p> <p>もちろん重度の障がいをお持ちの方でも、日常的に公共交通機関を1人で利用される方もおり、そのような方には、極力1人で公共交通機関を使っただきたいと考えておりますが、我々のレスパイトサービス</p>
---------	--

Can 野口様	<p>の利用者については、現状難しいため、今後も事業を続けていきたいと考えております。</p>
中根会長	<p>ただいま社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan より説明がありました。それでは、委員の皆様からご質問やご意見はございますでしょうか。</p> <p>なお、先ほどの説明にもありましたが、福祉有償運送の制度は2006年度に創設されました。地域生活支援センターCanにおかれましては、それ以前から他市の構造改革特区にて事業を行っていたかと思っておりますので、20年ほどが経過したかと思っております。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
中根会長	<p>それでは、社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCanの更新登録について、合意を得られたということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
中根会長	<p style="text-align: center;"><b>②社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川</b></p>
中根会長	<p>それでは次に、社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川よりご説明をお願いいたします。</p>
生活クラブ 土屋様	<p>今回の更新登録において、前回からの変更点をご説明いたします。</p> <p>まず、法人情報については、代表者である理事長が変更となりました。</p> <p>また、運転者は4名から5名に増えております。新型コロナウイルス感染症の影響で、職員が感染をしてしまうなどの理由で対応が難しくなっている現状から、1名追加いたしました。</p> <p>その他の内容について大きな変更点はございません。</p> <p>利用者については、大きく人数を増やすことはなく、既存の少人数を対象として事業を行っております。</p> <p>事業内容につきましては、訪問介護事業、居宅介護支援事業を行っております。訪問介護事業の利用者でも、対象者は障がいをお持ちの方のみとしております。本来であれば、要介護、要支援認定を受けた方も対象としていきたいのですが、職員の人数的に厳しく、通常業務も行い、空いた時間に通院介護を行っておりますので、これ以上の受け入れは難しくなっております。受入についてのお問い合わせもありますが、お断りをしている現状で、ケアマネジャーからのお問い合わせに対しても、障がいをお</p>

<p>中根会長</p>	<p>持ちの方のみということをご理解いただき、今後も変更無く続けていきたいと考えております。</p> <p>また、移送の範囲もかなり狭くなっております。通常は須和田での移動がほとんどですが、須和田から一番遠い移動先でも大和田までとなっております、広範囲での移動は難しい現状です。</p> <p>障がいをお持ちで、通院介護で利用される方でも、完全予約制となっているため、利用日の前月からの予約でないと対応が難しい状況です。</p> <p>移動に関しても、新型コロナウイルス感染症の影響で、外に出る利用者も減っております。最近では半年ぶりに車を使って外に出た方もおりましたが、その方でも月に1回程度の外出となっております。現状では、余暇活動としての移動は難しく、通院介護による利用がほとんどとなっております。</p> <p>ただいま社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川より説明がありました。それでは、委員の皆様からご質問やご意見はございますでしょうか。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>他の地域でも福祉有償運送事業を行っていると思いますが、他の地域と比べた市川市の福祉有償運送の特徴はどのようなものでしょうか。また、対象者は障がいをお持ちの方のみとのことでしたが、その方々も年齢を重ねると介護保険の対象になると思います。その場合、介護保険の対象になった時点で利用をお断りするのでしょうか。</p>
<p>生活クラブ 土屋様</p>	<p>我々の法人は、千葉県内では八街市まで網羅しておりますが、やはり地域性がございます。</p> <p>移動距離が長い地域や、デイサービスや就業支援のための送り迎えが多い地域、通院での移動時間が1日ばかりになる地域もございます。</p> <p>市川市はどちらかと言えば、広範囲というよりは身近な範囲での移動が多く、長い距離でも2キロほどの移動です。</p> <p>また、介護保険の対象となった方の扱いについてご説明いたします。以前は介護保険の対象となった利用者が1人おりましたが、障がい者の利用者として引き続きサービスを提供しておりました。しかし、車だけのサービスは難しかったため、自費での30分のサービスを加えました。</p> <p>現在の利用者は65歳に満たない方がほとんどです。今後介護保険の対象となった場合でも、引き続き対応していきたいと考えておりますが、なかなか難しい現状です。</p> <p>介護保険の対象となったために、急にサービスが使えなくなるということは問題としてありますので、その際は他の事業所を紹介することになりますが、須和田近辺は他に事業所がありません。</p>

生活クラブ 土屋様	<p>なぜ介護保険の対象になるとサービスが使えなくなるのか、なぜ介護タクシーを使わなければならないのか、などと訴えてくる方もおりますので、なるべく介護保険の対象となった方に対しても、サービスを継続できるよう努めていきたいと考えております。</p>
中根会長	<p>国の障害者白書では、身体障害者手帳を保持している方の6割が高齢者となっており、障がい者と高齢者はかなり重複しております。</p> <p>厚生労働省の他の資料では、知的障害者の65歳未満の方の92%は自宅で過ごしており、8050問題も見えております。</p> <p>そのため、令和6年度には障害者総合支援法の改正もあり、住まいや居住、外出の移動についても、今後の問題になってくるだろうと言われております。</p> <p>委員の皆様からご質問やご意見はございますでしょうか。</p>
中根会長	<p>それでは、社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川の更新登録について、合意を得られたということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>③NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川</b></p>
中根会長	<p>それでは次に、NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川よりご説明をお願いいたします。</p>
SSU 市川 栗山様	<p>我々の団体は今年で設立から24年が経ち、設立当初は地域の助け合い活動を行いながら、福祉有償運送事業も行ってまいりました。</p> <p>通院や障がいをお持ちの方の通所のための送迎を目的として事業を行っております。</p> <p>これからも高齢化社会が続き、難病の方や、精神障がいをお持ちの方の社会進出が多くなっていることから、今後はますます福祉有償運送のニーズが増えると思いますので、我々は今後も事業を続けていきたいと考えております。</p> <p>次に更新登録の内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、法人の代表者が変更となっております。</p> <p>利用対象者につきましては、身体障害者54名、精神障害者6名、知的障害者28名、要介護認定者75名、要支援認定者31名、その他2名、合計196名となっており、その他については、精神障がいをお持ちの方、自立支援医療制度の対象の方となっております。</p>

SSU 市川 栗山様	<p>運行管理責任者については、栗山 英仁、中村 哲三の2名となっております。</p> <p>運転者につきましては、65歳で定年退職された方がドライバーになることもございますので、年齢層は高いです。ドライバーとしての定年を75歳と設けておりますが、75歳になってもまだ動ける方もいらっしゃいますので、1年ごとに健康診断やヒアリングを行い、継続して運転ができるのかを確認をしたうえで、更新をしております。</p> <p>持ち込み車両の中には、リフト車が1台あり、団体所有の車両の中には、リフト車が2台ございます。</p>
中根会長	<p>ただいま NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川より説明がありました。それでは、委員の皆様からご質問やご意見はございますでしょうか。</p>
寺島委員	<p>75歳以上の運転者に対し、1年更新で健康診断などを行っているとのこと説明をいただきましたが、人材確保を行ううえで具体的な取り組みなどはございますでしょうか。</p>
SSU 市川 栗山様	<p>SSU 市川はもともと地域の方によって立ち上げられた団体です。塩焼1丁目から5丁目までのそれぞれの地域の自治会間のつながりは今でも強く、団体の構成としては、4、5割ほどは自治会の方で構成されております。</p> <p>担い手の確保につきましては、各自治会長の集まりの場で、意見交換を行い、担い手を紹介いただいております。日々の繋がりによって、担い手が確保されております。</p>
寺島委員	<p>日々の繋がりから、担い手がいらっしゃるということで、安心しました。</p>
中根会長	<p>他にご意見やご質問などはございますでしょうか。</p>
中根会長	<p>それでは、NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川の更新登録について、合意を得られたということですのでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
中根会長	<p>(3) その他</p> <p>それでは議題(3)「その他」にまいります。</p>

中根会長	<p>今回は、千葉運輸支局輸送担当 川野様より、「令和4年10月の道路運送法施行規則改正について」の資料をご提供いただいておりますので、ご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
川野様 (平田委員代理)	<p>当日配布資料2「道路運送法施行規則改正概要（令和4年10月1日施行）」をご覧ください。</p> <p>道路運送法施行規則が昨年の10月1日に改正されました。</p> <p>福祉有償運送では、乗車定員10人以下の車両を、持ち込み車両も含めて5両以上保有している事業者を通称特定事務所と呼び、こちらの事業者については、道路交通法における安全運転管理者、道路運送法における運行管理責任者の双方の選任が義務付けられておりました。</p> <p>昨年の改正により、福祉有償運送において、道路交通法における安全運転管理者は選任対象から外れることとなりました。一方で、道路運送法における運行管理責任者が、これまでの安全運転管理者の業務を担うこととなったことが、今回の改正の趣旨でございます。</p> <p>改正の内容は、3点ございます。</p> <p>まず、特定事務所の運行管理責任者は、運行管理に関する講習を定期的に受けなければならないこととなりました。</p> <p>それでは、運行管理に関する講習についてご説明いたします。当日配布資料3「道路運送法施行規則第51条の17第2項第3号に規定する国土交通大臣が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について」をご覧ください。簡単に説明いたしますと、自動車事故対策機構や教習所などが行っている、運行管理責任者の方に向けた一般講習で、2年ごとに受けていただくことになっております。</p> <p>スケジュールについては、当日配布資料4「自家用有償旅客運送の運行管理の責任者に対する受講義務について」のとおりです。こちらは過去に安全運転管理者に選任され、安全運転管理者講習を受けた時期により、今後の一般講習を受けていただくスケジュールを表した資料となっております。こちらをご覧くださいながら、受講をお願いしたいと思います。</p> <p>改正内容の2つ目は、運行管理責任者に行っていただく業務が追加となったことで、追加業務の内容は、当日配布資料2「道路運送法施行規則改正概要（令和4年10月1日施行）」に記載の（ア）から（エ）のとおりです。大きく影響する内容は（エ）の内容ですが、これまで運転前のみに行っていたドライバーに対する酒気帯びの有無の確認及びその記録について、運転前後に行っていただくこととなりました。緑ナンバーの事業者と同じ対応をしていただくこととなります。</p> <p>3つ目は、酒気帯びの有無の確認の際、これまでは目視や会話により</p>



川野様 (平田委員代理)	<p>確認いただいておりますが、今後はアルコール検知器を使った確認をしていただくこととなります。夜間の対応や突発的な依頼があるかと思っておりますので、常に使えるようにしておく必要がございます。以上が改正内容となります。</p> <p>昨年の10月1日より開始となっておりますが、アルコールチェックの内容に関しては、昨今の状況を鑑みまして、なかなか機器が導入できない事業者も多いかと思っております。こちらについては、当分の間適用されないこととなっております。しかし、車両が5両未満の事業者でも、アルコール検知器を所有されている場合は、積極的にご活用いただければと思います。</p>
中根会長	<p>こちらの改正内容につきましては、本日出席いただいておりますSSU市川に該当する内容となっております。</p> <p>委員の皆様や、本日出席いただいている事業者の方からでも構いませんので、ご質問などがあればお願いいたします。</p>
中根会長	<p>アルコール検知器の導入時期はまだ決まっていないのでしょうか。</p>
川野様 (平田委員代理)	<p>決まっておりません。</p>
中根会長	<p>開始時期などの情報がありましたら、その都度ご共有いただければと思います。</p> <p>これまでの協議全般で質問などはございますでしょうか。</p>
池田副会長	<p>施行日が10月1日となっておりますが、一般講習の受講は2025年度3月までに受講をすればよいということでしょうか。</p>
川野様 (平田委員代理)	<p>こちらの資料は2025年度までのスケジュールを載せておりますが、そこで終わりではなく、その後も継続的に一般講習を受けていただくものとなります。</p> <p>また、今後の更新登録の申請では、これまで車両を5両以上保有している事業者におかれましては、安全運転管理者証の写しや、講習修了証の写しを提出いただいておりますが、今後は一般講習を受けていただき、その終了証の写しを提出いただくこととなります。自動車事故対策機構の講習では、小さい手帳が配布され、ハンコが押されることとなります。受けた方の講習終了証と、受講の時期が分かるものの写しを提出いただくこととなりますので、ご用意をお願いいたします。</p>

川野様 (平田委員代理)	また、市から各事業所に対し、改正内容の情報提供をお願いいたします。
池田副会長	事業者による安全確保は非常に大切なことだと思います。要介護、要支援認定の方や障がいをお持ちの方の移動手段という重要な役割を果たしていただいていると思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。
中根会長	他にご質問などはございますでしょうか。
川野様 (平田委員代理)	今回の改正について、1点補足いたします。これまで旅客の範囲を広げる場合は、協議会にて承認を得て、変更登録をしていただく必要がありました。しかし、これが負担になっているとの意見があり、更新登録の協議の場で協議が整えば、旅客の名簿に無い対象区分の方も加えた更新が可能となりました。今後旅客の範囲を広げていく予定がある場合は、更新登録の協議の場で意見を頂ければ、協議が可能となっております。
海野委員	<p>前回の協議会でも、私たち利用者の体の負担にならないような運転をしていただきたいとお話をさせていただきました。具体的に言いますとブレーキのかけ方です。運転者本人には分からないと思いますが、強いブレーキをかけることにより、私の場合3, 4回腰が前に動いてしまいます。自分で姿勢を直せる方はいいですが、直せない方は車から降りるまで不安定な体勢のまま乗り続けなくてはならず、とても不安です。</p> <p>以前車に乗っていた時、ドライバーが道を間違えてしまい、いきなりブレーキをかけたために姿勢がずれてしまいました。自分では直せないのので、運転手に腰を持ち上げていただいたのですが、それでも直りませんでした。食事をするにしても何をやるにしても、体の負担になってしまいます。</p> <p>また、上体が前にでてしまうと、フットレストのベルトが足にくいこんでしまいます。そのため、クッションを買って姿勢が崩れないように工夫をされている方もおりますが、そのクッションも50,000円という大きな金額です。</p> <p>福祉有償運送を利用されている方の大半は自分で姿勢を直せないと思いますので、ブレーキのかけ方、体の負担とならない運転を一番に気にかけていただきたいです。</p> <p>また、車いすを運送中の車はとてもスピードが遅いです。それを見る他の運転手はイライラしてしまいますので、普通で速度で走りながら、</p>

海野委員	<p>なおかつ体の負担にならないようなブレーキのかけ方を、どうか講習の中に加えていただきたいと思います。</p> <p>車椅子マークの車を見ると、あまり早く受け入れていただけない方もおり、それが事故のもとにもなりますので、運転速度や私たちの体のバランスなどを考え、運転をしていただけたらと思います。</p>
中根会長	<p>大変貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>介護タクシー事業をされている武藤委員や大塚委員から、ドライバーへの研修などで注意をしていることはありますでしょうか。</p>
武藤委員	<p>介護タクシーももちろんですが、一般タクシーの利用者でも、高齢者や障がいをお持ちの方、車いす利用の方も多くなってまいりました。</p> <p>アクセル、ブレーキ、ハンドリングなどは気を付けないと事故が起きてしまいますので、日頃から乗務員に対して指導をしております。</p> <p>交通状況はその時々で違っているので、ご迷惑をおかけしていることもあるかもしれませんが、本日のお話をドライバーへ共有させていただきたいと思います。</p>
大塚委員	<p>今日も朝に点呼を行いました。点呼には個別点呼、5、6人ほどのグループを作って行う班別点呼があり、これらの点呼を行いながら指導をしております。</p> <p>タクシーではアクセルワークやブレーキワークが最も苦情になりやすく、特にアクセルワークでは、走りながら細かくブレーキを踏んでしまったり、強いブレーキを踏んでしまうドライバーもおります。そうならないために、日々の点呼などで指導をしております。</p> <p>介護タクシーでも、ブレーキや加速が強くなってしまうと、発作のように激しい痛みを感じる方もおり、その状態のまま都内などに行かれる方もおりますので、ブレーキのかけ方を意識させ、中には同乗指導で運転時の癖なども指導をしておりますが、なかなか減らないのも事実です。</p>
中根会長	<p>福祉有償運送運転者講習を行っている移動支援ネットワークちばでも、運転の実技を講習に取り入れており、運転だけでなく、運転者に福祉車両の中の車いすに座ってもらい、その状態でブレーキをかけられるとどうなるのか体験させることも講習に加えております。</p> <p>運転のやり方を整理をするだけでなく、実際に利用者の立場を体験していただくことなども大切なことだと思います。</p> <p>他にご質問などはございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

中根会長	それでは、令和4年度第2回市川市福祉有償運送運営協議会を終了いたします。
終了	

(17時00分閉会)

市川市福祉有償運送運営協議会  
会長 中根 裕